

# 令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

申告期限 令和6年3月15日

## 《市民税・県民税の申告が必要な人》

令和6年1月1日現在、安中市に居住している人

- 令和5年中に収入がない人でも国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定、介護保険料の段階判定、児童手当の現況届、公営住宅の家賃の算定などのため申告をおねがいします。
- 以下(1)～(3)に該当する人は、「市民税・県民税の申告が必要な人」から除きます。
  - 税務署へ令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する(した)人
  - 令和5年中の収入が給与収入や公的年金等の収入のみで、支払者から安中市へ給与や公的年金等の支払報告書が提出されている人(支払報告書が提出されているか不明の人は、各支払者へ確認してください。)
  - ※ 源泉徴収票記載の控除内容に追加や変更がある場合は、申告による修正が必要です。
- 税法上の扶養になっていて、かつ収入がなかった人

## 《申告に必要なもの》

- 所得金額を証明する書類
  - 給与所得者及び年金所得者 ……源泉徴収票や支払証明書など
  - 事業所得者(営業・農業)及び不動産所得者……収支内訳書や帳簿など
- 各種社会保険料の支払額を証明する書類
  - 社会保険料納付額確認書(1月下旬に市役所から送付するハガキ)
  - 国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書や支払証明書
- 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の支払額を証明する書類
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(当該年に支払った医療費の金額及び保険金等で補填される金額をまとめたもの)
  - セルフメディケーション税制による控除を受ける人は、セルフメディケーション税制の明細書及び当該年に健康保持増進及び疾病予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
- 雑損控除を受ける人は損害額を証明する書類や罹災証明書など
- 寄附金控除を受ける人は寄附の受領証明書や領収書
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳や障害者控除対象者認定書など
- 個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)・本人確認書類(運転免許証など)
- 扶養控除を受ける人は被扶養者の個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)

### 【問い合わせ】

安中市役所 027-382-1111(代表)  
 税務課市民税係(本庁内)  
 住民福祉課税務保険係(松井田庁舎内)

家族以外の方が申告する場合は事前にお問合せください。

### ●基礎控除

本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43 万円
2,400万円超～2,450万円以下	29 万円
2,450万円超～2,500万円以下	15 万円

### ●各所得控除

各所得控除		控除額
扶養控除 ※ 合計所得金額が48万円以下の親族が対象	一般	33 万円
	特定	45 万円
	老人	38 万円
	同居老親	45 万円
	16歳未満	控除額なし
障害者控除	普通	26 万円
	特別	30 万円
	同居特別	53 万円
寡婦控除		26 万円
ひとり親控除		30 万円
勤労学生控除		26 万円

### ●配偶者控除

合計所得金額が48万円以下の配偶者が対象

本人の合計所得金額	一般配偶者控除	老人(※)配偶者控除
900万円以下	33 万円	38 万円
900万円超 950万円以下	22 万円	26 万円
950万円超 1,000万円以下	11 万円	13 万円

(※) 昭和29年1月1日以前生まれの配偶者  
(令和5年12月31日時点で70歳以上)

### ●配偶者特別控除

本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控除額
900万円以下	48万円超 ～ 100万円以下	33 万円
	100万円超 ～ 105万円以下	31 万円
	105万円超 ～ 110万円以下	26 万円
	110万円超 ～ 115万円以下	21 万円
	115万円超 ～ 120万円以下	16 万円
	120万円超 ～ 125万円以下	11 万円
	125万円超 ～ 130万円以下	6 万円
	130万円超 ～ 133万円以下	3 万円
900万円超 950万円以下	48万円超 ～ 100万円以下	22 万円
	100万円超 ～ 105万円以下	21 万円
	105万円超 ～ 110万円以下	18 万円
	110万円超 ～ 115万円以下	14 万円
	115万円超 ～ 120万円以下	11 万円
	120万円超 ～ 125万円以下	8 万円
	125万円超 ～ 130万円以下	4 万円
	130万円超 ～ 133万円以下	2 万円
950万円超 1,000万円以下	48万円超 ～ 100万円以下	11 万円
	100万円超 ～ 105万円以下	9 万円
	105万円超 ～ 110万円以下	7 万円
	110万円超 ～ 115万円以下	7 万円
	115万円超 ～ 120万円以下	6 万円
	120万円超 ～ 125万円以下	4 万円
	125万円超 ～ 130万円以下	2 万円
	130万円超 ～ 133万円以下	1 万円

◆給与所得金額の計算表

給与収入金額(A)		給与所得金額
551,000 円未満		0 円
551,000 円以上	～ 1,619,000 円未満	(A) - 550,000円
1,619,000 円以上	～ 1,620,000 円未満	1,069,000円
1,620,000 円以上	～ 1,622,000 円未満	1,070,000円
1,622,000 円以上	～ 1,624,000 円未満	1,072,000円
1,624,000 円以上	～ 1,628,000 円未満	1,074,000円
1,628,000 円以上	～ 1,800,000 円未満	(★)×60% + 100,000円
1,800,000 円以上	～ 3,600,000 円未満	(★)×70% - 80,000円
3,600,000 円以上	～ 6,600,000 円未満	(★)×80% - 440,000円
6,600,000 円以上	～ 8,500,000 円未満	(A)×90% - 1,100,000円
8,500,000 円以上		(A) - 1,950,000円
(A)が8,500,000円以上で①～③のいずれかに該当する場合、上記計算結果から「所得金額調整控除額」を控除します。		
①本人が特別障害者 ②23歳未満の扶養親族あり ③特別障害者の同一生計配偶者又は扶養親族あり		所得金額調整控除額
8,500,000円 以上 ～ 10,000,000 円未満		((A) - 8,500,000円) × 10% (小数点以下切上)
10,000,000 円以上		150,000円

◆公的年金等の所得金額の計算表

公的年金等の収入金額(A)		公的年金等に係る雑所得の金額
1,300,000 円未満		(A) - 600,000円
1,300,000 円以上	～ 4,100,000 円未満	(A) × 75% - 275,000円
4,100,000 円以上	～ 7,700,000 円未満	(A) × 85% - 685,000円
7,700,000 円以上	～ 10,000,000 円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000 円以上		(A) - 1,955,000円
○65歳未満の人(昭和34年1月2日以後生まれ)		
公的年金等の収入金額(A)		公的年金等に係る雑所得の金額
3,300,000 円未満		(A) - 1,100,000円
3,300,000 円以上	～ 4,100,000 円未満	(A) × 75% - 275,000円
4,100,000 円以上	～ 7,700,000 円未満	(A) × 85% - 685,000円
7,700,000 円以上	～ 10,000,000 円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000 円以上		(A) - 1,955,000円
○65歳以上の人(昭和34年1月1日以前生まれ)		
公的年金等の収入金額(A)		公的年金等に係る雑所得の金額
3,300,000 円未満		(A) - 1,100,000円
3,300,000 円以上	～ 4,100,000 円未満	(A) × 75% - 275,000円
4,100,000 円以上	～ 7,700,000 円未満	(A) × 85% - 685,000円
7,700,000 円以上	～ 10,000,000 円未満	(A) × 95% - 1,455,000円
10,000,000 円以上		(A) - 1,955,000円
年齢にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が、1,000万円超2,000万円以下の場合には上記計算結果に10万円を、2,000万円超の場合は20万円を加えます。		

◆生命保険料控除の計算表

契約の区分		支払保険料の金額(A)	生命保険料控除額
旧契約 (H23年12月31日以前締結分)	・生命保険 ・個人年金	15,000円以下	支払保険料の全額
		15,000円超 40,000円以下	(A) × 50% + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	(A) × 25% + 17,500円
		70,000円超	35,000円
契約の区分		支払保険料の金額(A)	生命保険料控除額
新契約 (H24年1月1日以後締結・更新分)	・生命保険 ・個人年金 ・介護医療	12,000円以下	支払保険料の全額
		12,000円超 32,000円以下	(A) × 50% + 6,000円
		32,000円超 56,000円以下	(A) × 25% + 14,000円
		56,000円超	28,000円

◆地震保険料控除の計算表

契約の区分		支払保険料の金額(A)	地震保険料控除額
①	地震保険	50,000円以下	(A) × 50%
		50,000円超	25,000円
②	旧長期損害保険	5,000円以下	支払保険料の全額
		5,000円超 15,000円以下	(A) × 50% + 2,500円
		15,000円超	10,000円
③	①・②両方の場合	①で求めた金額 + ②で求めた金額 (上限額25,000円)	